

委託による地域包括支援センターの設置について

○これまでの設置の経緯

地域包括支援センターについては、平成28年度より葉山地域包括支援センターを在宅介護支援センターを運営していた実績から社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会（以下「済生会」）へ委託し設置。

令和元年からは栗東地域包括支援センターを済生会へ、栗東西地域包括支援センターを社会医療法人誠光会へ6年間の委託契約で設置をおこなってきました。

○圏域地域包括支援センター別委託期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
葉山地域包括支援センター	1	2	3	4	5	6			
栗東地域包括支援センター				1	2	3	4	5	6
栗東西地域包括支援センター				1	2	3	4	5	6

○今後の方針

葉山地域包括支援センターについて、当初指定介護予防支援事業所としての指定期間が6年間であったことから、6年間は同一法人への契約において委託を予定していました。令和3年度には予定していた6年を満了しますが、地域包括支援センターの運営については全圏域の運営について一定程度足並みを揃えていく必要があると考えております。